

# 農繁期託児所の經營

荒井庄次郎

## 一、農繁期託児所の普及發達

我が國の農繁期託児所は明治二十三年鳥取縣氣高郡美穂村に於て開設したのが最初である。叔て其の開設の動機は美穂村の農民は遠耕と稱して、一里餘も距りたる田園に耕作に行くので乳兒ならざる幼兒は止むなく家に残して乳兒丈を背負ひ行く。而して家庭に残されし幼兒は、兩親の監督なきがために喧嘩する者あり、怪我する者あり、又溝に落ちたる者あり、無暗矢鱈に食ふ者あり云ふ風で、子供の風儀衛生上宜しからざるのみならず、親として第一可愛想であり又自分としても安心して仕事先で働く事が出來ぬ。所で此の村の寛雄平と云ふ人が此の哀れな實情を見るに忍びずして、早速取残された幼兒を村の青年夜學所に收容保育を試みたが、男の手のみでは甚だ不充分の感を懷き、村の庵住の尼さんに相談して曰く『庵住さんは子供を育てた事はなからうけれども男子よりは宜しかる可し、村への奉公の氣で子供の世話を頼む。唯喧嘩したり怪我をさへなさしめざれば良し』と云ひしに庵住さんは之を快諾し農繁期中の世話をなせり。

是が今日より見れば農繁期託児所とも稱すべきものである、而して明治四十三年には岡山縣兒島郡の共同組合にて開設し、大正五年には三重縣三重郡神前村の洗心保育園にて開設せられ今日に及んで居るが、託児所としての體系を整へて設置されたものゝ最初のものと云へやう。漸次全國に普及發達し、大正十五年には百三十八ヶ所に増加し、昭和年間に入つて急激な増加を見、昭和五年には新設實に五百三十六ヶ所に上つて、在來と合せて二千五百十九ヶ所を數ふるに至り、昭

和八年七月には六千百五十餘ヶ所、昭和十二年度に於ては推定實に一萬ヶ所と稱せらるゝ盛況を見るに至つた。

## 二、農繁期託児所の使命

農繁期託児所は田植の時刈入時養蠶期等所謂農繁期に際して、親等が充分仕事に從事する事が出来るゝ同時に子供を衛生上德育上に遺憾のない様に、母親に代つて保育をする社會的施設である。従つて農繁期託児所には三つの大きな使命がある。

(1) 子供を預つて子供の保育に要する母親の勞力を仕事の方面に振向ける結果、母親は専心仕事に從事する事が出来て自然仕事の能率が上る。

(2) 忙しい時には自然子供のお守がおろそかになるが、母親に代つて完全に保育する爲衛生上德育上面白からざる結果を子供の上にもたらす事を防止する事が出来る。

(3) 託児所に於てなされる保育の實際を通じ、或は幼兒の家庭との聯絡に依りて、幼兒保育上考慮すべき諸點を保護者に感得せしめ以て家庭に於ける幼兒保育の改造發展を期するに在る。

## 三、農繁期託児所の保育

### (1) 子供の自然を其の儘に

子供は其の家に居り家の近くの野原にあるゝ同じやうな平常の氣持で、即ち顔に泥の付いた儘手に泥の付いた儘握飯の食ひかけの儘來るかも知れない。それでよいのである許りでなくさういふ具合でなければならないのである。唯に形の上計りでなく、氣持に於ても託児所に來たから云つて改まつた氣持になる必要はないのである、何處までも子供の自然のまゝであつて欲しいのである。

## (2) 場所其の儘を利用して

ありのまゝの場所ありのまゝの設備にするから云つて其の儘に放任して置く云ふのではない、何處までもそれを利用して行く積極的な心懸けが必要である、農村には都會と違つて子供を喜ばせ、子供を保育する事の出来る澤山な自然物がある、草の葉木の實それこそほんとに尊い自然の恩物がある、而し農村の子供は都會の子供の様にさう云ふ物を珍らしがりも嬉しがりもしないが、それ等の自然物を如何に面白く變化の多い玩具に利用し得るか云ふ事は導き方に依つて新しい興味も加へられて來るのであつて、この自然物利用の遊び方に就いて豊富な知識が準備されてゐたいものである。

## (3) 幼児の気持ちを汲んで

気持ちを汲むには先づその心持を理解してやることが第一であるが理解してやるだけでは足りない、幼児の心持の中にあるそれぐの欲求を迎へて、それを満してやり満足させてやる様にしなければならぬ。

幼児は歌ひたがつてゐる其處に唱歌がある、幼児は踊りたがつてゐるそこに遊戯がある、幼児は聴きたがつてゐるそこにお話がある、幼児は描きたがつてゐるそこに圖畫がある、又これら以上に幼児は何ものかを作りたがつてゐる其處に積木なり色紙なり種々なる作業がある、何れも幼児の心の欲求に向つてそれぐの満足を與へるのである。

## 四、農繁期託児所の保母

### (1) 保母の地位

農繁期託児所の保母は、各家庭の母姉に代つて子供を保育する重大な任務を有するものであるから、茲に託児所の必要を感じても、此の保母を得られなかつたなら開所することが出来ぬ。又幸に保母を得られたとしても適任者でなか

つたならば託児所の成績を擧ぐることは出来ない。誠に保母は託児所には重要な地位にあるので、保母を地元に得るこことは本施設の将来に重大なる影響があるのである。

## (2) 保母の資格

農繁期託児所の保母は幼稚園や一般託児所の保母と異り、一時的の保母であるから、公認保母の資格を有するところが保育に堪能の腕がなければならぬと云ふのではない。

- 一、子供の本性を知り個性を尊重する人
- 二、子供を平等に愛する人
- 三、快活圓満なる人
- 四、子供と同じ氣分になつて遊ぶ人
- 五、子供に忠實なる人
- 六、子供の手本となる人

換言すれば事業に興味を持ち親切で子供に奉仕的に働く人であれば良い。初めから適任者はないが、講習を受けたり見学したり又實地に二三年保育の任に當るうちに自然の資格が備はるものである。そこで特に注意を要するのは、婦人はこもるる隣人や親戚の子供や愛くるしい顔付をしてゐる子供又は資産家の子供を偏愛する缺點がある。是は必ず平等にせねば託児をして僻ませる基を作る事となるから注意せねばならぬ。

## (3) 保母の服装

服装は極めて質素で木綿の洗直し位の程度が良い。其の理由としては

二、保母の服装が美しいと父兄は自分の子供の服装の悪しきを恥ぢて入所を遠慮する様になる。

一、保母が美服を纏ふて居ては到底泥まみれになつたり大小便によじれた子供を親切に抱き擧げて世話をすることは不可能な事である。

#### (4) 保母一人にて世話する児童數

幼稚園や一般託児所と違つて農繁期の託児所は短期間の開設であるから、初から終まで訓練の出来ざる子供もあり、保育時間は日の出から日没まであるから長時間の勤務である。従つて多數の児童を取扱ふことは出来ぬ、従つて保母一人宛擔當數は乳児にありては約五人まで、幼児にありては約二十人迄とするを可とされてゐる。

#### 五、農繁期託児所の經營主體

農繁期託児所の經營主體は誰でも宜いが、之を理解し之に趣味を有する者ならば尚更よい。尤も初には理解も趣味もない者でも、一二年主體者となつて見るに自然の間に趣味の出来る事も其の例は少くない。尙誰が主體となるかについては其の町村部落の事情によつて異なるので、一概に誰が主體となるが一番よいと云ふ事は出來ぬ。換言すれば其の地方に適するものが一番よい譯であるが、市町村經營の場合は、成るべく各種團體私人に施設を委託するを可とす。今其の適切なる團體を擧げるに、町村、小學校、農會、婦人會、寺院、神社、女子青年團、社會事業團體其の他篤志者等である。

#### 六、農繁期託児所の受託児童の年齢

農繁期託児所は、常設託児所と同じく大體離乳期即二、三歳から、學齡前六、七歳の幼児中三歳以上の児童を取扱ふ者が最も多く、四歳以上を取扱ふ者に次ぎ、二歳以上を取扱ふ順となつてゐる。而し農繁期に於ける農家の勞作を少しでも手助ける目的に副ふがためには、力めて手數のかゝる乳児を受託すべきであるが、此の乳児を取扱ふ者の比較的

少いのは遺憾である。

尙右の中には學齡兒童であつても、低學年にして保育の要ある者即十歳未滿の兒童を受託する所、五歳乃至十歳の兒童を取扱ふ所、六歳乃至七歳の兒童を取扱ふ所等がある。

### 七、農繁期託児所の開設期間

農繁期託児所開設の期間は、農繁期が何時から何時迄云ふ事は結局其の地方々々の事情によるので、一週間二週間一ヶ月に涉る所もあるうご思ふ。従つて開設期間も之に相當した期間を適當に定めるより外はないご思ふが、一ヶ年を通じ最も多忙な時期に一回のみ開設するものが最も多く、短期間三日間から最長期間十ヶ月に及ぶものがあるが、最も多いのは二週間三週間のもので、初夏に開設するもの最も多く、秋季及春季に行はる。

### 八、農繁期託児所の開設

農繁期託児所の開設地は勿論概ね農漁村であるが、近時町に處在するもの市内に開設されるものあるも、其の設置すべき場所を考慮することは最も大切な事である。其の地區の狀況に依つて一概に決定的な事は云はれないが、先づ左の諸點が重要な條件として考慮されなければならぬと思ふ。

(1) 集るに便利なごころ

(2) 危険の伴はないごころ

(3) 衛生上風紀上害のないごころ

以上の如き條件を比較的具備してゐるものは寺院、神社、小學校、公會堂及篤志民家等である。尙集合の區域は、最大限十町以内、勿論これごともその道路の實狀に依つて考慮されなければならぬが、五六町以内は最も適當なる距離である。

らう。即ち農村に於ける状態からするならば、一部落一ヶ所は極めて適當なるものである。

### 九、農繁期託児所の受託時間

農繁期託児所の受託時間は、農繁期に於ける農家の人々の働く時間に依つて決定すべきもので、従つて各地方の事情に依つて異なるが、全國的に日の出より日没までといふ標準になつてゐる。最近幼稚園託児所等の普及發達に伴つて、地方の實状を無視して時間を極度に短縮して居る向もあるが經營者は此の點特に心して欲しいと思ふ。

### 保育時間割(日常の行事)

順序	事項	着手時間	所要時間	備考
1、	自由遊洗足洗手	登所ヨリ		
2、	朝禮唱歌	午前八時	一〇分	
3、	沈黙	同 八時一〇分	三分	
4、	唱歌お詫	同 八時一三分	一七分	
5、	點檢	同 八時三〇分	三〇分	
6、	間食	同 九時	三〇分	
7、	遊戲手技	同 九時三〇分	一時間	
8、	自由遊	同一〇時三〇分	一時間	此ノ邊デ午前ニ於ケル間食ヲ給スル向ガ多イ
9、	晝食	正午	一時間	
10、	自由遊	午後一時	一時間	{晝食後午睡ヲ適時行フ向ガ多イ}

11、保育	同二時三〇分	三〇分
12、間食	同三時	四〇分
13、自由遊戯	同三時四〇分	二時間
14、唱歌 退所準備	同五時四〇分	二〇分
15、退所	同六時	

備考 食事、間食ノ前ニハ必ず手ヲ洗ハセルコト

(日中の行事)

一、登所 母親に連れられたり、友達一所に或は兄姉に連れられて登所した幼兒は、其の所持品を所定の場所に置かせた上遊園で遊ばせる。この時こそ心から保姆と兒童との融合する絶好の機会で、一日中最も有意義な尊い時である。

「先生お早う」『A子ちゃんお早うお元氣で來ましたね』その會話は、先生は私のものであり、子供は私のものであるといふ主觀を客觀に取入れた統合の出現である。認められた子供の歡喜は先生の歡喜であり、この握手こそは一日を幸福に導く要訣である。かくて迎へられた子供は幸福に光る。そして遊園に出て來た時、前から砂場の遊具等の整理をしてゐる他の先生が『A子ちゃんお早う、先生のお手傳してね』と言つて何か軽い手傳をさせられたとするならば、子供は手傳ふことをによつて無上の光榮を感じるであらう。いつも子供より先生は一步先に出て待受け、子供の自發活動を旺盛に導く可く手招きで迎へねばならぬ。かくてこそ母親は安堵の胸を撫でゝ野良に急ぎ得るのである。さもかく兒童が出揃ふまで自由に遊ばせるのである。

二、朝の挨拶 児童が出揃つた頃、一同を集め盥で足を洗はせバケツで手を洗はせ保育室に入れる。經驗が出來たら樂

器に合はせて行進し所定の位置につかせるのもよいであらう。

出来得ることなら、集合行進停止著席敬禮等總べて團體的の取扱は樂器を使ふのがよい。

入場し終つたら神様なり佛様に向つて著席し、所長さんか主任保姆さんは前方に座して禮拜し、それを子供に模倣せらる。他の先生方は幼児の側から後方で禮拜する。尊いものには必ず禮をするものである云ふことを培ふのは此の一瞬時である。それから保姆と兒童との團體的挨拶を交換する。

三、沈黙 朝の挨拶が済んだら一、二分間を限度として端座瞑目させる。喧噪そのものゝ生活者をして行はしめるこの靜止の一、二分間は、實に有意義な時間である。所長さんなり主任保姆さんが誰か一人、兒童に向つて靜座して『お日々をつむつて』の模範を示し、他の者は兒童の後方にあつて靜座し、此の間静かな音律を漂はせることは意義を深めるものである。

談話か作業に着手させる前、幼児の氣分を整する爲めにこの方法を用ふれば常に效果がある。

四、點檢 長くなると兒童は苦痛を訴へ始めるから組別でも一所でも結構であるが保姆先生が出席調査を行ふ、出席簿に書かれてある通り正確に名を呼稱してやる。此場合お返事の有否を確めてやり、子供をして『認められる喜び』を感受させてやらねばならぬ。此の場合、保育者は子供の着裝手足の清否手拭の有否等の着眼は勿論朝の缺食睡眠不足の子供を識別するだけの目がほしく之に伴ふ対策が講ぜられねばならぬ。

五、晝食 兒童が遊園で自由遊びをしてゐる間に適當な室に食卓を出して準備を終へ、所定の時間には手を洗つて食卓を囲むことが出来るやうに導くのである。

家庭の經濟状態からしても亦繁忙な點から言つても、子供の栄養を主とした辦當の獻立を家庭に要求することは不可能

であるから、出來得ることなら副食物の炊出をする方がよい。若し副食物の炊出をする場合は肉や魚一に對し野菜二の割合を以て調理し努めて扁食に陥らざる様注意したいものである。

六、午睡 夏季に開設する場合は、晝食後一齊に午睡させるがよい。農家の朝は早いが殊に繁忙な時は食事の關係等で子供も早起するからその不足した睡眠時間を補充させる必要がある、而し餘り長時間に亘る時は夜間の睡眠を妨げ親の安眠を妨害することもあるから約一時間位を標準とし多少の長短は止むを得ない。

晝寝の出來ない子供に無理に強ひるのは衛生上よくない。しかし全體の空氣を攪乱するやうな態度は慎ませる方がよい、午睡時に於ける注意と處置は、靜肅と清潔である。空氣の流通は寢室の要件である。風の方向に頭部を位置せしめ睡眠時に於ける體の位置、咳する子供、猿股腹巻の着否等に著眼し善處せねばならぬ。

七、間食 午前午後の二回に給與する。方法は一同手を洗ひ一重の圓形をつくつて内面して著座する。勿論先生も列中に入る。一人宛盛られた菓子器が幼兒の前に置かれるが、子供は右向き左向き己が皿と他の皿とを比較し緊張した氣分で量の多少を見分ける視線は光る公平な分配を行ふ可きは言ふ迄もないが、配布を終り皆のお行儀が整つて静かになるのを見て先生はいたゞきませうと宣言する。

八、退所 子供が歸宅しても親達が在宅してゐないならば危険ではあるし、でなくとも早く歸す時は道草を喰つたりするのみでなく、遅くまで居らねばならない殘された子供に淋しさを感じしめる事にもなるから、單獨で歸れるものでもぼつぼつお迎へが來る頃までは退所させぬ方がよい(以上は日中行事の主なる項について述べたので行事の全體ではない)

#### 一〇、農繁期託児所の往復保護

託児するお母さんは朝出畠へ出る道すがら子供を連れて行つて託児所に預け、夕方仕事を了へて家へ歸る前に託児所に

寄つて自分の子供を連れて歸るのが一番よいので、兄姉等が登校の途次連れて來、歸宅の際連れ歸つたりするのも必ずしも悪い事ではない。

保姆を女子青年がやつてゐて、託児所へ通ふ沿道の託児を送り迎へて居る所もある。然し子供が獨りで往復し得る様に考へらるゝ場合でも、單獨で往復させる事は幼児の爲めに危険がないとは言はれないから、單獨での往復は成るべく避けねばならない。

### 一一、農繁期託児所の設備

農繁期託児所の設備として考へなければならないものは建物、備品、遊園等であるが、これが臨時的施設であるから、出來得る限り経費が安價で經營が出来る様に工夫しなくてはならぬ。

先づ建物は寺院、小學校、公會堂、篤志民家等が利用出来ればこれを借用することが何よりも好い事である。それを幼児等がざの様に騒いでも破損する虞のない様に、疊及建具等を取はづして、別途に保管して、唯午睡室安眠室等は疊敷の別室として使用する様にすれば結構である。又適當な建物がなければ田舎にあり得る森の下蔭などを遊場として、雨天及日光直射の際木蔭に入る事が納屋に入る等にして、多くの時間は戸外に於て遊ぶ事云ふ方法を取る様にすれば、室内を使用する時間は短かくすむ事になるのである。

次に備品として、農繁期託児所にも樂器が必要であるから出来るならベビーオルガンでも備へつけられる事結構である。然しなければ手拍子で唱歌を歌はせても一向差支はない。又此の樂器を使用する事同時に必要なのは樂譜である。これは手拍子で歌ふにも樂器を使用するにも必要であるから、だれでも歌ふ事の出来る様に解り好いものを選んで贈寫摺りにでもして各方面に配つて使用させるのもよしと思ふ。

食器は是非なければならぬが、其他に玩具繪本等もあればこの上もない。又この外に小旗綱引用の綱なども次から次へ  
と遡らせ變化さして行くことが出来るから必要である。積木等も高價なものを見ひ求める必要はない。普請場の木片など  
を拾ひ集めたもので充分、或は一三寸大のものを大工に造くらしてもよい。この外五寸位の長さに切つた竹籠をよく磨いて  
竹がへし川として與へるものよい。

又夏季の託児所になるて蚊帳が必要である、木蔭で眠らせたり隅の方で眠らすのに必要である。好く子供の眠つて居る  
時に蚊がさすてか蝶が顔にたかつて居ることなきあるが、これは實に可愛さうである。

それから簡単な遊園の作り方であるが、これは子供を自發的に遊ばせる爲になければならぬ設備である。これを都會の  
公園や幼稚園の様にすれば非常に澤山な金がかかるから、簡単に丈夫なものを作るが好い、滑臺の如きは小高い丘を利用して  
溝を掘つてその底に板を入れ、杉丸太二本を両手すりとするとか、竹の節を取つたものを丸太の代りにするとかして  
簡単に作ることが出来るが、その傾斜は高さ六尺に九尺の滑道にする事である。ブランコは立木の枝を利用して綱をさ  
げて作ることも好い、唯垂れ綱が長くては危険である。幼児用としてはブランコに立乗りして上に手を延ばしてその上三  
尺位餘す位な長さが好い。云はれて居るから、垂れ綱は六尺五寸位ものが適當である、又金棒の代用として竹の節をこ  
つたものを一本の立木又は柱にくりつけたものであるが、これも幼児が腹部に當て金棒を使用する様に使ふことの出来  
る様にするのも面白いものである。

砂場は、川が近ければ穴を掘つて簡単に砂を運んで作ることが出来るが、これが管理方法は砂に少し水を與へて砂を團  
子に作ることの出来る様にして置く必要がある。また砂の代りに土を掘りかへして相撲場を作るとか、或は丸木を横倒にして  
固定圓木に使用するとか云ふ様に、農家の木材を破損しないで色々に工夫して遊び場を作ることも出来るのである、

尙運動場を作るには、幼兒達が怪我をしない様に運動場とする土地をよく掘りかへして、こげや硝子の破片其他で幼兒が素足で歩いても何等差支ない様に土地を整理してやることである。

次に幼兒を管理する必要から運動場として遊ぶべき土地他の部分を限るために境界を設けることが必要である。これも立派なものを作ること非常に多くの経費を要するから、唯杭を打つてその杭を幼兒がまたぐことの出来ない程度の網を張つて置くことである。若しも必要があればもぐるところの出来ない様にすることも考へて置かねばならない。かく境界を定めてこれから外に出て遊んではならないことを定めて置くことである。そして種々な遊具はその内側に並べて置けば幼兒が散つて遊ぶところの出来る様に設けることである。此の様に農繁期託児所で出来るだけ多くの遊具を設けたり、玩具を備へたりするには、幼兒が次から次に變化ある遊びを自由に爲して、長い時の過ぎるのを忘れて面白く遊び得るからである。若しも玩具や遊具が少ないこと、幼兒達がお互に遠慮して遊ばなければならぬからである。時としては保母が多くの幼兒を遊ばせることがあるから保母は非常に心を用ひて疲労を増すのであるが、遊具や玩具を使用して幼兒が自發的に遊ぶところが出来る。保母はこれを監督して居りさえすればよいのである。此點をよく考へて經營者が相當な設備をしなければならぬ。

最後に玩具でもなく遊具でもないもので必要な設備は便所である。常設の幼稚園や託児所に於ても洗面所便所下駄箱等は實に研究を要する設備であつて、洗面所が不完全であることをトロホーム其の他の傳染病の媒介をするところになる。便所が不完全であることは不潔になつたり怪我をしたりする。下駄箱が不完全であることは、履物を窃めたり紛失したり又幼兒が歸宅の際にお互に先を争ふて不快な氣分を懷き、この日の保育の效果を喪失して終ふことがある。農繁期託児所に於ても特に便所の如きは怪我しない様に作ることが必要であつて、これは板製のアンコを作り、小さい穴から深い穴に糞を落す様に

作ることが好いと思ふ。糞が深く落ちることはそこに蠅が付かない様にする爲である。

## 一二、農繁期託児所の經費

『農繁期託児所をやつてみたいけれども金がかかるので……』農繁期託児所の設置に直面して我等は各方面から此の聲を聞くのである。果して此の聲の如く農繁期託児所の設置が、他の幾多の社會事業施設と同じ様に莫大な費用を要するならば、この緊切な施設も『金がかかる』との理由の下に顧みられないかも知れない。幸にして開設されても、形式が完備しないがために斯業の成績を擧げる事が出来ないかも知れない。然るに此の農繁期託児所に至つては斯業の精神を理解し精神の充實を圖れば、ある程度迄經費の節約をなし得る事共に、其の尊き使命は容易に果す事が出来るのである。

### (1) 努めて共同經營をすること

### (2) 設備及保育については小學校、寺院、民家等あらゆる機關を利用すること

### (3) 篤志家の援助を仰ぐこと

### (4) 篤志職員の増加をはかることが必要である。

今假りに一ヶ所開設の總費用を五拾圓とする。之を二つの主體で經營する時は、一主體の支出貳拾五圓であるけれども、五つの團體が協力すれば、一團體僅かに拾圓で済む。拾圓の負擔尙重しきするならば、此の時こそ篤志家の援助によつても得られるのである。又設備の點にしても、ブランコ砂場積木等の如く奉仕に仰ぐべきものは部落の青年諸君に依頼し、玩具の如きも篤志家の寄附を求むれば、昔の子供の玩具で寶の持腐れ的に長持の中に轉つて居るものも隨分あるもので、又高價なものであるとか特殊のものは可成借入れる様にするのがよい。殊に保姆の奉仕こそ經費總額の半減ともなつて、本施設が慈善事業でも亦單なる保育所でもない大使命にふさはしいこととなるのである、而して設備が充分でなく云々

も一定の時間は保育せねばならないから、保育の方法に對して真剣に研究させられる。託児所にのみ居ても遊具が乏しいから自然野外に出て大自然に接觸し、自然の思物により色々工夫を凝らして保育する事が出來るので又かうありたいものである。此の意味に於て農繁期託児所は其設備は簡単でも精神的保育の實を擧ぐる事が出来る。斯くする事、経費は何程也要せぬ。蓋し小經費で大なる效果を收める事となるのである。經費捻出の一方法として、保育料を徵收せる地方もあるが、之は無いのが原則の様に思はれる。若し徵收する事せば充分父兄の了解を求めざれば託児所の效果を減ずる。

- ここに於て調査した農繁期託児所の豫算の立て方を参考に載するご次の様である。
- 1、新設託児所一日一人に對する諸經費合して八錢九厘
  - 2、再設託児所一日一人に對する諸經費合して八錢六厘
  - 3、間食は一日一人二錢六厘

右の調査に基き豫算をたてるには大體左の標準によれば大過ないと思ふ。

託児所の支出を一日一人八錢五厘と見做して

- 1、事務所費職員費 二錢五厘
  - 2、設備費 二錢五厘
- 但筆墨紙薪炭印刷費及職員慰勞費其他

但新設の託児所は五錢五厘とす(可成奉仕に仰ぎ節約)

- 3、間食費 二錢五厘

(可成節約を可とす)

但一日二回程度の給與をなし給與の必要なきか又は一日一回給與の所は之を設備費又は副食費等に廻す。

#### 4、其他 一錢

##### 但副食費及雜費

右は入所人員に乘じて豫算の總額を見積り、不足金は補助金助成金等により又篤志の寄附を仰いで缺損をかりしめ、斯業を永久に存續する様に取計ひたいものである。

##### 一三、農繁期託児所の開設準備心得

先づ第一に村内の主なる人々に開設の趣旨並事業の必要性を理解せしめ、第二には農繁期の繁忙さを理解し、隣保相扶の親切心さへあれば誰にでも出来る仕事であることを思はしめ、第三には既に前から實施して居る所の様子を二三の有志をして視察せしめ、第四には他町村に於ける農繁期託児所の效果及其の利益を聞き聞かせ、第五には開設の勞を取るべき中心人物（神官、僧侶、教師、方面委員、小學校長其他篤志家等）に前以て打合して各方面の協力を得て折角の計畫が内輪から破れぬ様努めねばならない。